

大阪府監査委員告示第20号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

なお、通知文中の補注については、参考のため補記した。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

都 第 1 3 1 7 号
平成21年5月19日

大阪府監査委員	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<府と指定管理者の費用負担のガイドライン策定について>

1 監査対象機関

財団法人大阪府公園協会

2 委員意見

公園内の施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕や、盗難・災害による損傷等の復旧を、府と指定管理者のどちらの費用負担で行うかについては、個別のケースで判断が困難なものがあるので、責任分担を明確化するため、府と財団法人大阪府公園協会との間で協議を行い、具体的なガイドラインを策定されたい。（なお、この意見は大阪府都市整備部に係る意見ともする。）（平成19年度）

※補注：具体的なガイドラインの策定については平成19年度に措置済みです。

3 措置の状況

措置した機関：都市整備部(公園課)

(次回指定管理者募集要項への記載)

費用負担区分の具体的な例示を「府営公園管理要領」に盛り込み、その旨を次回指定管理者の募集要項に記載の上、募集を実施しました。

なお、現指定管理者に対しても、「府営公園管理要領」に基づき、補修、修繕等の費用負担区分を決定しています。

今後、募集要項の記載では負担区分が不明で協議を要する事案が発生した場合には、その協議の結果を別途事例集として整理（事案があり次第、逐次内容を追加）し、「府営公園管理要領」の一部とします。

<土地面積のない資産について>

1 監査対象機関

大阪府土地開発公社

2 委員意見

大阪府土地開発公社の保有資産の中には、帳簿上の土地面積がないにもかかわらず、補償費、事務費、利息が計上されている資産が存在する。当該資産については、府と協議の上、早期に解消するとともに、今後、こうした状況が生じないよう留意されたい。

また、当該資産の解消状況等を適切に公表されたい。(平成18年度)

※補注：今後の発生防止に向けた取組及び解消状況等の公表については平成19年度に措置済みです。

3 措置の状況

(早期解消に向けた取組について)

当該資産については、大阪府において平成18年度から平成22年度までの5か年で解消する計画が策定され、平成20年度末までに947,621千円（利息分を含む）、計画の約7割強の資産が解消されました。